

(3) 業務制限

依頼者の利益保護と、職務の公正を確保するため、調査士が業務を行ってはならない場合が規定されている。



HINT

「**筆界特定手続代理関係業務**」とは、以下の3つを指します。

- ①筆界特定手続の代理
- ②筆界特定手続の書類作成（※電磁的記録の作成を含む）
- ③上記2つについての相談

「**民間紛争解決手続（ADR）代理関係業務**」とは、以下の2つを指します。

- ①ADRの代理
- ②上記についての相談



KEYWORD

「**社員**」と「**使用人**」とは

「社員」とは、調査士法人の出資者である調査士をいい、「使用人」とは、調査士法人に雇用されている調査士をいいます。

ア 公務員・仲裁人として取り扱った事件についての業務制限

- ① 調査士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行ってはならない（法 22 条の 2 第 1 項）。

ここでの「公務員」とは、筆界特定における筆界調査委員等を指し、「仲裁人」とはADR手続における仲裁人を指す。これらの立場において取り扱った事件については、調査士はいかなる業務も行ってはいならない。



HINT

通常の調査士業務である、調査・測量なども行うことはできません。

イ 「協議を受けて賛助した」「依頼を承諾した」「協議の程度・方法が信頼関係に基づく」と認められる」事件についての業務制限

- ① 調査士は、「**筆界特定手続代理関係業務**」または「**ADR代理関係業務**」に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、またはその依頼を承諾した事件は、「**筆界特定手続代理関係業務**」または「**ADR代理関係業務**」を行ってはいならない（法 22 条の 2 第 2 項 1 号、第 3 項）。

調査士（認定調査士を含む。以下において同じ）は、Aから「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について相談を受けて賛助した（依頼者を擁護するような見解を示したり助言をした）または依頼を承諾した事件については、その相手方であるBから「筆界特定手続代

理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。これは、依頼者の利益保護と、職務の公正を確保するための業務制限である。



HINT

当事者の一方の依頼を承諾した事件やアドバイスをした事件については、その相手方から同じ事件について依頼を受けることはできません。依頼を受任している場合は双方代理の禁止に該当しますし、依頼を受任していない場合であっても、職務の公正さが確保できなくなるためです。

この規定は、調査士法人においても同様です（法 36 条の 3 第 1 項 1 号、第 2 項 1 号）。

- ② 調査士は、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものは、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 2 項 2 号、第 3 項）。

調査士は、A から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について相談を受けた事件で、相談の程度と方法が信頼関係に基づくと判断される場合は、その相手方である B から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



HINT

「協議を受け、その程度及び方法が信頼関係に基づく」場合は、依頼を承諾した場合と同程度として扱われます。

この規定は、調査士法人においても同様です（法 36 条の 3 第 1 項 2 号、第 2 項 1 号）。

- ③ 調査士法人の社員または使用人であった調査士は、業務に従事していた期間内に、調査士法人が「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について、相手方の協議を受けて賛助し、またはその依頼を承諾した事件で、自らこれに関与していたものについては、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 2 項 4 号、第 3 項）。

法人を脱退した社員または使用人は、法人が A から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について相談を受けて賛助をした（助言した）または依頼を承諾した事件で、自ら関与していたものは、

その相手方であるBから当該事件に関する「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



HINT

元社員・元使用人が、法人にいたときに「自ら関与した事件」については、法人脱退後にその相手方からの依頼を受けることはできません。

- ④ 調査士法人の社員または使用人であった調査士は、業務に従事していた期間内に、調査士法人が「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与していたものについては、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法22条の2第2項5号、第3項）。

法人を脱退した社員または使用人は、法人がAから「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について相談を受けた事件で、相談の程度と方法が信頼関係に基づくと判断される場合で、自ら関与していたときは、その相手方であるBから当該事件に関する「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



HINT

②と同様、「協議を受け、その程度及び方法が信頼関係に基づく」場合は、依頼を承諾した場合と同程度として扱われます。

ウ 使用人のみの業務制限

- ① 調査士法人の使用人は、調査士法人が相手方から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任している事件については、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法22条の2第2項6号、第3項）。

法人の使用人は、法人がAから「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について受任している場合において、その事件の相手方であるBから当該事件に関する「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



HINT

使用人は、社員と異なり競争禁止規定がないので、個人として業務を受任することが可能です。しかし、既に法人が受任している事件については、その相手方からの依頼を受けることはできません。

工 認定調査士である社員のみの業務制限

- ① ADR代理関係業務を行うことを目的としない調査士法人の社員である認定調査士は、調査士法人が「筆界特定手続代理関係業務」を受任している事件については、「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 3 項 1 号）。

認定調査士である法人の社員は、ADR代理関係業務を行わない法人が、Aから「筆界特定手続代理関係業務」を受任している事件について、その事件の相手方であるBから当該事件に関する「ADR代理関係業務」を受任することができない。

なお、ウとエは、どちらも、相手方から「同一の事件」について受任することはできない、という規定になっている。



HINT

法人の社員は、競業禁止規定により、法人が取り扱っている業務と同じ業務を受任することはできませんが、ADRを行わない法人の認定調査士である社員は、個人でADRを受任することができます。しかし、法人が受任している事件の相手方からADRを受任することはできません。

なお、ADRを行う法人の社員であった場合は、競業禁止規定に抵触するので、一切行うことはできません。

オ 相手方から「他の事件」を依頼されたときの業務制限

- ① 調査士は、「筆界特定手続代理関係業務（書類作成を除く）」または「ADR代理関係業務」を受任している事件の「相手方の他の事件」については、依頼者の同意がなければ「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 2 項 3 号、第 3 項）。

調査士は、Aから「筆界特定手続代理関係業務（書類作成を除く）」または「ADR代理関係業務」について受任している場合において、その事件の相手方であるBから他の事件の「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」の依頼を受けたときは、Aの同意がなければ行うことができない。なお、Aから受任している事件が「筆界特定手続の書類作成」であった場合には、Aの同意を得る必要はない。



HINT

相手方の他の事件を受任する場合、現に受任している依頼がどのようなものかで判断します。

筆界特定の書類作成を受任している場合は、同意が不要です。

それ以外は同意が必要です。

この規定は、調査士法人においても同様です（法 36 条の 3 第 1 項 3 号、第 2 項 1 号）。

- ② 調査士法人の使用人は、調査士法人が「筆界特定手続代理関係業務（書類作成を除く）」または「ADR代理関係業務」に関するものとして受任している事件で、自ら関与していた場合は、その相手方の他の事件については、依頼者の同意がなければ「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 2 項 7 号、第 3 項）。

法人の使用人は、法人がAから「筆界特定手続代理関係業務（書類作成を除く）」または「ADR代理関係業務」について受任している事件に自ら関与していたときは、その事件の相手方であるBから他の事件の「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」の依頼を受けても、Aの同意がなければ行うことができない。なお、法人がAから受任している事件が「筆界特定手続の書類作成」であった場合には、Aの同意を得る必要はない。



HINT

使用人が、法人が受任している事件の相手方の他の事件を受任する場合、法人が受任している事件がどのようなものかと、使用人が関与したか否かで判断します。筆界特定の書類作成以外の業務を受任している場合で、かつ、使用人が自ら関与した場合のみ、同意が必要です。受任しているのが書類作成であったり、自ら関与していなければ、同意は不要です。

- ③ ADR代理関係業務を行うことを目的としない調査士法人の社員である認定調査士は、調査士法人が「筆界特定手続代理関係業務（書類作成を除く）」に関するものとして受任している事件で、自ら関与していた場合は、その相手方の他の事件については、依頼者の同意がなければ「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 3 項 2 号）。

認定調査士である法人の社員は、ADR代理関係業務を行わない法人がAから「筆界特定手続代理関係業務（書類作成を除く）」について受任している事件に自ら関与していたときは、その事件の相手方であるBから他の事件の「ADR代理関係業務」の依頼を受けても、Aの同意がなければ行うことができない。なお、法人がAから受任している事件が「筆界特定手続の書類作成」であった場合には、Aの同意を得る必要はない。



HINT

A DRを行わない法人の認定調査士である社員が、法人が受任している事件の相手方の他のADR事件を受任する場合、法人が受任している事件がどのようなものかと、社員が関与したか否かで判断します。

筆界特定書類作成以外の業務を受任している場合で、かつ、社員が**自ら関与した場合のみ**、同意が必要です。それ以外は不要です。

		法人が受任している業務	
		筆界特定書類作成	それ以外
自ら関与	していない	不要	不要
	した	不要	同意必要

この規定は、調査士法人においても同様です（法36条の3第1項3号、第2項1号）。

カ 調査士法人の業務制限

個人の調査士と同じ制限が、調査士法人にも課せられている。

- ① **調査士法人は、使用人が相手方から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」に関するものとして受任している事件については、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法36条の3第1項4号、第2項1号）。**

調査士法人は、使用人がAから「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任している事件については、その相手方であるBから「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



HINT

法人は、使用人が既に受任している事件については、その相手方からの依頼を受けることはできません。これはウ（使用人のみの業務制限）①の立場を逆にした規定になります。

- ② **ADR代理関係業務を行うことを目的としない調査士法人は、その社員である認定調査士が「ADR代理関係業務」を受任している事件については、「筆界特定手続代理関係業務」を行ってはならない（法36条の3第1項6号）。**

認定調査士である社員が、Aから「ADR代理関係業務」を受任している事件について、ADR手続代理関係業務を行わない法人は、その事件の相手方であるBから当該事件に関する「筆界特定手続代理関係業務」を受任することができない。



HINT

法人は、認定調査士である社員が既に受任している事件については、その相手方からの依頼を受けることはできません。これは工（認定調査士である社員のみ）の業務制限①の立場を逆にした規定になります。

③ 調査士法人は、社員の半数以上の者が「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならないこととされる事件については、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法36条の3第1項5号、第2項2号）。

調査士法人は、その社員の半数以上の者が業務制限にかかる事件については、法人として「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



HINT

2人の社員で構成される法人の場合、うち1人が業務制限にかかれば、その事件を受任することはできません。

業務制限をまとめると、以下のようになります。

- 筆界特定及びADRについては、一定以上の関わりを持った事件は、もう受任することができない（自ら関与していた場合など）。
- 現に受任している事件が筆界特定の書類作成であるときは、関与の度合いが低い場合、制限がない。
- 現に受任している事件の相手方からの依頼による「他の事件」は、受任している事件が筆界特定の書類作成以外の場合は、依頼者の承諾が必要となる。社員や使用人であった場合は、上記に加えて、自ら関与している場合に、依頼者の承諾が必要となる。
- 社員は、法人の取り扱い業務に属するものを行うことはできない（競業禁止）。
- 使用人は、法人とは別に個人で業務を受任することができる。しかし、法人が既に受任している同一事件に関しては行うことができない。逆も同様で、使用人が既に受任している同一事件に関して、法人が受任することはできない。
- 法人がADRを取り扱っていない場合で、社員が認定調査士であったときは、社員は個人としてADRを受任することができる（競業禁止に該当しない）。ただし、法人が受任している同一事件に関しては行うことができない。逆も同様で、社員が既に受任している同一事件に関して、法人が受任することはできない。



CAUTION